

(様式 3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	簡易専用水道の清掃等の指示
根拠法令の 名称・根拠条項	水道法第 36 条第 3 項
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	簡易専用水道の管理が水道法第 34 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
最終改正年月日	令和 6 年 5 月 9 日

参考

[根拠法令]

《水道法》

(改善の指示等)

第36条

1・2 (略)

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

[法令の定め]

《水道法》

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 (略)

《水道法施行規則》

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。